

工作物・製造物責任と労災民事賠償

大場, 敏彦

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / 法学志林

(巻 / Volume)

94

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

97

(終了ページ / End Page)

115

(発行年 / Year)

1996-10-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003555>

工作物・製造物責任と労災民事賠償

大場 敏彦

一 はじめに

平成七年七月一日から製造物責任法が施行され、「製造物」の「欠陥」によって生じた損害について製造業者等に損害賠償義務が課せられた。同法の影響は、さまざまなところでできてきているが、労働災害の場合についてもその影響がでてくる。すなわち、企業内の「製造物」に「欠陥」があったために労働災害が発生した場合、被災労働者やその遺族らは、同法にもとづいて当該製造物の製造業者等に損害賠償を求めることも可能となるのである。⁽¹⁾

もちろん、製造業者等への損害賠償請求などをしなくても、被災労働者等は、使用者に対して、民法上の不法行為責任や安全配慮義務違反にもとづく損害賠償を求めることが認められている。しかしながら、製造物責任法施行にともない製造業者の責任が今後ますますクローズアップされること、使用者の事業規模や経営状態、さらには事故原因

等によっては製造業者などによる補償の方が適切な場合もあると思われる。この意味で今後労災民事訴訟において製造業者などの責任が問題とされるケースが増えてくるとも思われる。

そこで以下では、企業施設等の瑕疵や欠陥にもとづく損害賠償について、その要件を検討する。

二 工作物・製造物の瑕疵・欠陥と不法行為責任

1 工作物責任（民法七二七条）と製造物責任法の概要

工作物・製造物などの瑕疵あるいは欠陥によって損害を生じた場合の賠償責任に関しては、民法七二七条や国家賠償法⁽²⁾二条に規定がおかれているほか、製造物責任法が平成七年七月一日から施行されている。

このうち民法七二七条は、「土地ノ工作物」の瑕疵による損害賠償責任について定めたものである。すなわち、「土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵」があったために生じた損害について、第一次的に当該工作物の占有者、第二次的に所有者に損害賠償義務を課しているのである。ここで「土地ノ工作物」とは、「土地ニ接著シテ築造セル設備」⁽³⁾であるとされている。この土地との接着性をめぐって学説からの批判や判例の変遷がみられるところであるが、詳細は後述する。また、「瑕疵」とは、その物が本来備えているべき性質や設備を欠くことである。その物が本来備えているべき安全性を欠くこともいえる。なお、工作物に「瑕疵」があった場合であっても、「占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ」、占有者は賠償責任を免れる。その場合には、所有者が賠償責任を負うこ

とになる（民法七二七条一項但書）。この所有者の責任については免責事由はない。

つぎに、製造物責任法であるが、同法は、製造物の欠陥によって、他人の生命、身体又は財産を侵害した場合の、製造業者等の損害賠償責任（製造物責任）を規定したものである。ここで「製造物」とは、「製造又は加工された動産」（二条一項）とされている。また、「欠陥」とは、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」（二条二項）とされている。なお、「欠陥」の存在や因果関係についての推定規定はおかれていない。また、「当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと」を製造業者等が証明したときには免責される（四条一項）。このようなことから、「欠陥」が存在したことは債権者（損害賠償を請求する側）において証明し、債務者（製造業者等）が免責事由の存在を証明する必要があるとも解されるのであるが、詳細は今後の判断の積み重ねによるほかないように思われる。

2 工作物・製造物の意義

以上概観してきた工作物・製造物責任をめぐっては、「土地ノ工作物」であるとか「製造物」の意義が問題となつてこよう。これらの意義を明確にすることによって、どのような物の瑕疵や欠陥にもとづく場合に、労働災害について工作物・製造物責任を問いうるかを確定する必要があると考えられるのである。

まず、「土地ノ工作物」については、「土地ニ接著シテ築造セル設備」と定義されていた⁽³⁾。しかし、この「土地ニ接

著シテ」という要件との関係で、「機械ノ如キ工場内ニ据付ケラレタルモノハ之ニ包含セス」とされていた。なお、炭坑の抗口付近に設備された捲上機のワイヤーロープを「土地ノ工作物」と認めた判例も出されているが、当該捲上機は土地に据え付けられていたものようであり、土地に接着しているものを「土地ノ工作物」とするのが判例の立場であったといえよう。これに対し学説では、「土地に接着しているか否かは、工作物の性質についての本質的な区別ではなく、工場内の機械も、実質的には建物と一体をなしているのがふつうであって、工場の建物を基礎とする企業設備は全体として土地の工作物になると解すべきである」との批判が加えられている。⁽⁵⁾そして、これら学説の影響を受けてか、下級審で土地との接着性を緩和する裁判例があいついで出され、最高裁も踏切道の保安施設について、その機能の観点から踏切道の軌道施設と一体のものとして「土地ノ工作物」と認めた。⁽⁶⁾

このように、「土地ノ工作物」について判例は、土地との接着性をその判断基準としつつ、次第にその要件を緩和し、機械設備であっても機能的にみて土地と一体をなすものと判断される場合にまで「土地ノ工作物」概念を拡大してきているといえる。しかし、土地との接着性をまったく要件とせず、自動車や航空機のような動的設備についてまで「土地ノ工作物」とすることは解釈論上無理である。⁽⁷⁾

つぎに、製造物責任法にいう「製造物」についてであるが、同法二条一項において「製造又は加工された動産」と定義されている。ここで「製造」とは、「部品又は原材料に手を加えて新たな物品を作り出すこと」であり、「加工」とは、「物品に手を加えてその本質を保持しつつこれに新しい属性又は価値を付加することである」とされる。⁽⁸⁾農林水産物が「製造物」に該当するかの判断には微妙なものが多いが、いわゆる工業製品は「製造物」とされることになろう。⁽⁹⁾

また、「動産」とは、「民法の意味するところと同一である」とされている⁽¹⁰⁾。つまり、有体物であって（民法八五条、土地とその定着物以外のものが「動産」ということになる（民法八六条）⁽¹¹⁾。土地の定着物とは、「(a) 土地に附着するものであって、(b) 継続的に一定の土地に附着させて使用されることが、その物の取引上の性質と認められるもの」とされている⁽¹²⁾。建物や立木、テレビ塔などがその典型例とされるほか、建物内に据え付けられた機械も、据え付けの程度によっては定着物とされる。ただし、定着物とされて不動産の一部となった動産であっても、「引き渡された時点で動産であらば、製造物責任法の適用を受ける。」となれば、民法七一条と製造物責任法とがともに適用される場合がでてくることになる。たとえば、「瑕疵」や「欠陥」のある機械を工場内の土地に強固に据え付けた場合には、土地に接着して据え付けられている点で「土地ノ工作物」として民法七一条の土地工作物責任を問うることになるほか、「動産」である機械を引き渡した以上製造物責任をも問うることになる⁽¹⁴⁾。もっとも、製造業者等が機械の所有権を留保したまま引き渡した場合などの場合をのぞき、土地工作物責任と製造物責任とは、その責任主体を異にすることになる。これについては後述する。

3 「瑕疵」「欠陥」の意義

つぎに、「瑕疵」や「欠陥」の意義について検討する。

まず、民法七一条一項にいう「瑕疵」とは、その物が本来備えているべき性質や設備を欠くこと——言い換えればその物が本来備えているべき安全性を欠くことであり、客観的に判定すべきものであるのが通説的見解である⁽¹⁵⁾。工作物自体に物理的・外形的欠陥がある場合がこれにあたることに異論はない。これ以外に、いわゆる機能的瑕

疵をも含めるかについては、「近時の判例の傾向としては、特に危険な工作物に関して、損害発生を防止するに足る設備を有しないことを瑕疵ありとする例が多い」との指摘がなされており、最高裁も、あるべき保安施設を欠く踏切道について「瑕疵」の存在を認めれば、一定限度を超えた利用によって危害を生じさせた場合についても「瑕疵」ありとしている。⁽¹⁷⁾ このように判例では、いわゆる機能的瑕疵が認められる場合も「瑕疵」ありとされるわけである。

もっとも、判例は、工作物が安全性を欠く場合にただちに「瑕疵」の存在を認めているわけではない。工作物が備えているべき安全性は、通常予測される危険に対応したもので足りるとされているのである。⁽¹⁸⁾ 言い換えるならば、危険の発生について予見可能性が認められない場合には、「瑕疵」はなかったとされるのである。さらに、予見可能性が認められる場合であっても、その危険を回避することが可能でなければ——「回避」可能性がなければ——「瑕疵」があったとはされない。⁽¹⁹⁾

つぎに、製造物責任法上の「欠陥」とは、「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」(二条二項)である。製造物の表示や効用・有用性、価格対効果、被害発生蓋然性とその程度、通常使用期間・耐用期間などといった「当該製造物の特性」、製造物の合理的に予期される使用や製造物の使用者による損害発生防止の可能性などの「通常予見される使用形態」、製造物が引き渡された時期や技術的実現可能性などの「当該製造物を引き渡した時期」、危険の明白さや製品のばらつき状況、天災等の不可抗力の存否などの「その他の当該製造物に係る事情」といった要素などを考慮して「欠陥」の有無が判断されることになる⁽²⁰⁾とされている。なお、四条が規定する開発危険の抗弁(一号)や、部品・原材料製造業者の抗弁(二号)は、予見可能性や回避可能性が存しなかったことを免責事由としている。立証責任が転換されており、⁽²¹⁾ いわば消極的要件としてであるが、製造物責任においても予見可能性や回避可能性

の存在が要件とされているわけである。

民法七一条にいう「瑕疵」には、工作物設置後の「瑕疵」が含まれるのに対し、製造物責任法上の「欠陥」には製造物引き渡し後に生じた「欠陥」は含まれない(三三) といふ違いはあるものの、概念自体はほぼ同様のものであるといえる。

三 「瑕疵」「欠陥」と労働安全衛生法・労働安全衛生規則

つぎに問題となるのは、労働安全衛生法(労働安全衛生法)や、労働安全衛生規則(労働安全衛生規則)といった、行政上の基準と「瑕疵」あるいは「欠陥」との関係である。すなわち、これら行政上の基準を満たしていることをもって、「瑕疵」や「欠陥」が存しなかったとすることができるか否かが問題となってくる。

まず、「瑕疵」の存否に問って、「行政規程の基準を満たしていても、それは企業者に過失なしとするだけであり、瑕疵の存在については、必ずしも企業者は免責されない」との指摘がなされている。⁽²²⁾ 最高裁も、運輸省が定めた踏切道保安設備設置標準をめぐって争われた事件で、「右設置標準は行政指導監督上の一応の標準として必要な最低限度を示したものであることが明らかであり、同標準に違反していないをもって「瑕疵」が否定されるわけではないことを明らかにしている。⁽⁶⁾

また、「欠陥」との関係については、つぎのような指摘がされている。すなわち、「行政上の製品安全規制は、製品事故防止を目的として製品の製造・販売に際して充足すべき最低基準を定めた取締規定(不適合の場合、事故が発生

しなくとも製造・販売の禁止、罰則等の対象となる）であると同時に、企業の製品安全対策や消費者の購入・使用にかかる評価のガイドラインとしての意味を持っている。」というのである。そして、このような安全規制の意義・目的と、被害者救済ルールを定めた製造物責任法の意義・目的とが異なることから、「行政上の安全規制への適合・不適合と欠陥の存在や製造物責任の存否の判断とは必ずしも一致するものではないが、……欠陥判断における重要な考慮事情の一つとはな」とする。⁽²³⁾

このような、いわば安全基準と「瑕疵」「欠陥」判断とをわける見解に対して、製造物責任法上、「取締規定に違反していないという事実のみをもって直ちに欠陥がないとはいえない」としつつも、「その反面、当該製造物が法律に基づいて定められたこれらの安全基準に適合しているような場合は、とりあえずは欠陥がないものと推定して差し支えないと考えられる」とするものがある。⁽²⁴⁾これが、基準に「違反していない」ということと「適合している」とことを区別する趣旨のものなのか、「欠陥」不存在が推定されるだけであることから「直ちに欠陥がないとはいえない」としたもののなか必ずしも明らかではない。仮に前者であるとすれば、高い危険性が指摘されているものについて、まったく何らの基準も設定されていないにもかかわらず「一定程度の配慮をしていた製造業者等（「違反していない」場合）」について「欠陥がないとはいえない」とされるのに対して、きわめて不十分な基準を墨守するだけでそれ以上の何らの配慮もしていない製造業者等（「適合している」場合）」には欠陥がないものとの推定を、とりあえずとはいえ、受けることになってしまう。また、後者であるとすれば、この推定によって「欠陥」の立証責任が被害者の側に移ることになると思われるが、製造物責任法四条が免責事由の立証責任を製造業者等に負わせていることとの関連で、そのような解釈が妥当であるとは考えられない。

行政上の基準を満たしていたことをもって「瑕疵」「欠陥」の存在を否定する、あるいは「瑕疵」「欠陥」がなかったと推定することは妥当ではないと解される。行政上の基準は、設定当時の科学的・技術的知見にもとづいて設けられるものであり、科学・技術の進歩を完全にフォローするものとはなっていない。さらに、基準設定にあたっては、例えば一定の者の状況を考慮して基準を緩やかにするなどといった、一定の政策的配慮が加えられる場合が多いのであり、基準を満たしていることから単純に「瑕疵」「欠陥」の不存在を認定、推定することは妥当性を欠くといわざるを得ない。最高裁が前提としたように、行政上の基準が「必要な最低限度を示したものであることが明らか」な場合には、その基準を満たしていたとしてもなお、「その物が本来備えているべき性質または設備を欠く」、すなわち「瑕疵」にあたる場合があることは否定できないのである。「瑕疵」の意義についていわゆる機能的瑕疵をも含め、損害発生防止の設備を欠く場合をも「瑕疵」ありとする近年の傾向からしても、このように解すべきである。また、行政上の基準が、「必要な最低限度を示したことが明らか」でない場合——望まれる高度な基準をいわば目標として設定していた場合——であったとしても、そのような基準を満たしていたことをもって直ちに「瑕疵」の存在が否定されるものではなく、予見可能性や回避可能性の有無などの判断が必要であると解される。「欠陥」の存否を判断する場合についても同様である。このように、行政上の基準を満たしていることをもって、「瑕疵」「欠陥」を否定する、あるいはなかったものと推定することはできない。

では、行政上の基準を満たしていないことをもって「瑕疵」「欠陥」の存在を認めることはできるのであろうか。行政上の基準が、工作物の設置・保存や製造物の製造・販売に際しての「必要な最低限度を示したものであることが明らか」な場合に、そのような基準すら満たしていないことは、当然に、「その物が本来備えているべき性質また

は設備を欠くこと」あるいは「通常有すべき安全性を欠いていること」になると解すべきである。⁽²⁵⁾ また、行政上の基準が、「必要な最低限度を示したものであることが明らか」ではない場合については、そのような基準を満たしていないことをもって直ちに「瑕疵」「欠陥」があったと認めることはできず、予見可能性や回避可能性の有無によって判断されることになる。

さて、以上のような行政上の基準と「瑕疵」「欠陥」との関係を前提にすれば、労安衛法や安衛則などが定める基準と、「瑕疵」「欠陥」認定とはつぎのようになろう。

まず、労安衛法は、「労働災害の防止のための最低基準」(三三)条を定めたものであるとともに、「快適な職場環境の形成を促進すること」(一)条をも目的としたものである。前者に該当する基準としては、例えば労安衛法二二条二項にもとづく安衛則五一九条があげられる。これは、高さが二メートル以上ある作業床の端等で労働者が墜落するおそれがある箇所には囲いや手が手すりなどを設けなければならないとするものである。同条は手すり等の高さを規定していないが、同じく労働者の転落防止のための設備を規定する安衛則一〇一条四項や一四二条の規定からして、手すり等の高さは九〇センチメートル以上と解される。したがって、高さ二メートル上の箇所では労働者に作業をさせるにもかかわらず、その端に手すり等を設備していなかったり、高さ九〇センチメートル未満の手すり等しか設置していなかった場合には、当然に「瑕疵」「欠陥」が存在したことになる。

これに対して、後者に該当する基準、例えば労安衛法二三条にもとづく安衛則六二一条(適当な場所に、必要数の「たんつば」を備えなければならないとする規定)は、主として就業場所の清潔さを確保するための規定であると考えられ、この基準に違反していたことをもって直ちに「瑕疵」「欠陥」ありとすることはできない。

このように、「瑕疵」「欠陥」の認定にあたっては、労安衛法や安衛則などの具体的な規定が、「労働災害の防止のための最低基準」であるか否かを個別的に検討していく必要がある。なお、労安衛法第三章に規定される安全衛生管理体制であるとか、六六条に規定される健康診断などについては、「瑕疵」「欠陥」が「土地ノ工作物」や「製造物」について問題となるものであることから、これらの規定に違反していたことをもって「瑕疵」「欠陥」とすることはできない（ただし、安全配慮義務違反の問題として捉えられることを否定するものではない）。

四 「瑕疵」「欠陥」にもとづく損害賠償義務

1 工作物責任（民法七二七条）と製造物責任法による場合

工作物の「瑕疵」による損害賠償について、民法七二七条は、「土地ノ工作物」の占有者に第一次的に賠償義務を負わせ、「占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキ」に当該「土地ノ工作物」の所有者に賠償義務を負わせている。この工作物責任の法的性質については、無過失責任を定めたものであるのが判例・通説であるが、占有者は「損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキ」には責を免れるとされており、いわゆる中間責任と解する説もある。また、所有者の責任については、免責が認められず絶対的な責任を負うとする学説もあるが、「その物に瑕疵がなければ責任は免れるわけであって」、「一種の無過失責任ではあるけれども、完全な無過失責任ないしは絶対責任ではなく、瑕疵の存在による客観的責任である」とする学説もある。⁽²⁶⁾

ところで、民法七一条にいう「工作物の占有者とは、工作物を事実上支配し、その瑕疵を修補しえて損害の発生を防止しうる関係にある者を指す⁽²⁸⁾」とされている。したがって、「瑕疵」ある工作物を製造・設置した者（製造業者等）に帰責性が存すると考えられる場合であっても、工作物引き渡し後は「工作物を事実上支配」する者ということではできず、民法七一条にもとづく工作物責任を問得ないことになる。なお、工作物の引渡し後も、一定期間について製造業者等が請負契約上の瑕疵修補責任を負うことが多いが（請負契約の保証期間）、その期間中であっても、製造業者等は契約上工作物の修補義務を負っているにすぎず、「工作物を事実上支配し」ているとはいえず、「工作物ノ占有者」にはあたらないと解される。

工作物の引き渡し後であって製造業者等に民法七一条の工作物責任を問得ない場合であっても、占有者あるいは所有者としての使用者は、工作物責任を免れない。この場合、損害を賠償した占有者・所有者は、「瑕疵」ある工作物の製造業者等に対して民法七一条三項の求償権を行使することになる。

つぎに、製造物の「欠陥」による損害賠償についてであるが、製造物責任法二条三項各号に規定される者が損害賠償義務を負うこととされている。「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」や「自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示をした者」などが規定されている。しかし、販売業者が除かれているほか、修理業者や設置業者についても、「製成品が流通におかれた後の問題である」ことや、「ほとんどの場合設置・修理業者と消費者との間には直接的な契約関係が存在しておりかかる契約関係に基づいて処理を行うことが適当である⁽²⁹⁾」として、除外されている。したがって、不適切な設置や修理による「欠陥」に起因して労働災害が発生したとしても、これら設置・修理業者に対して、製造物責任法上の損害賠償責任を追及することは認められないこと

となる。

2 民法七〇九条

民法七一七条や製造物責任法による損害賠償の他に、民法七〇九条にもとづく損害賠償を請求することは認められるのであろうか。「瑕疵」ある工作物引き渡し後の製造業者等、あるいは製造物の設置・修理業者に、損害賠償義務を負わせたほうが妥当と考えられる場合もあり得るからである。

このうち、工作物について製造業者等に民法七〇九条にもとづく損害賠償義務が認められるかという問題につき、荏原製作所事件大阪高裁判決³⁰⁾はこれを肯定した。すなわち、判旨は、発注者（被災労働者の雇用主。以下Y1）と製造者（以下Y2）との間の工事発注統一見積仕様書に、労働安全規則を遵守して設計施工すること、施設の安全衛生管理体制を十分考慮し、現場保守等の点検に安全性を取り入れた構造とする旨定められていることから、Y2は、「付随的に、本件プラントの操業に従事する労働者が、通常の操業中に生命身体の損害を受けることのないように、その安全を確保すべき設備の設置に努力すべきことの契約上の責任を負担し」、これにもとづき、保証期間中、一定の範囲で作業員の「生命身体についての損害を回避すべき注意義務を負担する」とし、プラントの「瑕疵」による労働者の転落事故について、この注意義務違反を認め、民法七〇九条にもとづく損害賠償義務を肯定したのである。

ここですまず問題となるのは、判旨がいう「注意義務」がいかなる性質のものであるかである。それが請負契約に付随するものであるとして、Y2の被災労働者（以下X）に対する民法七〇九条の不法行為責任を導き出していること、X・意義義務違反から、Y2の被災労働者（以下X）に対する民法七〇九条の不法行為責任を導き出していること、X・

Y2間には契約関係が存在しないことからすれば、Y1・Y2間の請負契約にもとづいて、不法行為上の過失判断の基準としての注意義務を、Y2が直接契約関係のない者に対しても負うにいたったと解するほかに思われる。判旨をこのように理解した場合、次に問題となるのは、①注意義務発生の根拠であるとか、②対象となる者の範囲、③注意義務を負う期間である。

まず①についてであるが、判旨は工事発注統一見積仕様書の文言にその根拠を求めている。

設備等の設計・製造者の防災防止努力義務が労安衛法三条二項に規定されてはいるものの、ここから注意義務を導き出すことには、同項が努力義務規定であること等から、疑問が残るところである。また、この事案で問題となった機械等や高所作業等といった危険、さらには健康障害を防止するための措置を講じる義務の名宛人は事業者（「事業を行う者で、労働者を使用する者」労安衛法二条三号）であって、機械等の設計・製造者ではない。

しかし、この事案のように、製造物が納入された状態で利用されることが明らかな場合にあっては、労安衛法・安衛則に則り、労働者の生命身体・健康を損なわないための安全な設備設置義務が、Y1との関係で、言い換えれば請負契約上、当然にY2に生じていたと解すべきではあるまいか。設備を納入したとしても、それが労安衛法・安衛則の基準を満たしていないものであれば、Y1は当該設備を事実上使用できないことになってしまいが、これでは債務の完全な履行が為されたとはいえないのである。この意味で、労安衛法や安衛則に則った安全な設備を設置することが債務の本旨となっていると解されるのである。

そして、この安全な設備設置義務違反は、Y1に対する債務不履行となるとともに、義務に違反して設備を設置し、それによって損害を与えた以上、労働者に対する不法行為（七〇九条）ともなる。

なお、このような労安衛法・安衛則に則った安全な設備設置義務以上に広範な義務を設計・製造者に課することも、契約自由の問題として、可能であろう。

次に②についてであるが、判旨は、「プラントの操業に従事する労働者」としている。注意義務の根拠に関する私見の立場からしても、同様に解される。ただし、これについても、別段の定めを請負契約書等に置くことも可能である。

③について判旨は、保証期間中（正式引き渡しの日から二年間）に限定している。これは、注意義務の根拠を工事発注統一見積仕様書の文言に求めたこと、および契約上の保証期間が瑕疵修補責任が認められる期間であることによるものと思われる。無期限の責任を請負人に負わせることは妥当とは思われないが、不法行為にもとづく損害賠償請求権の時効期間や製造物責任法上の期間制限との均衡を考えれば、少なくとも三年間とすべきであったと思われるが、不法行為責任の根拠となる注意義務の発生根拠が請負契約にある以上、判旨のように保証期間中に限定されると解すほかにないように思われる。

以上のように、工作物について、民法七〇九条にもとづき製造業者等の損害賠償責任を問い得ると解される。そして、同様のことが、製造物の設置・修理業者についてもいえることになる。これらの者と発注者（使用者）との間に締結されている請負契約にもとづいて、設置・修理業者に労安衛法・安衛則に則った安全な設備設置（修理）義務が生じると解されるからである。

五 おわりに

企業の施設や機械などに起因して労働災害が発生した場合、被災労働者やその遺族らは、民法七一条や製造物責任法、さらには民法七〇九条にもとづいて、占有者・所有者たる使用者であるとか当該施設や機械の製造業者等に損害賠償を請求することができる。

すなわち、労働災害が、「土地ノ工作物」の「瑕疵」によるものである場合には、民法七一条によって占有者・所有者たる使用者に損害賠償を求めることができる。また、それが製造物の「欠陥」による場合には、製造物責任法にもとづき、製造業者等に損害賠償請求ができる。さらに、民法七〇九条を根拠として、製造業者等に損害賠償を求めることも認められるのである。これらの請求の前提となる「瑕疵」「欠陥」の存在については、労働法や労働法といった行政上の基準のうち、労災防止のための「必要な最低限度を示したことが明らか」な基準に違反している場合には、当然にその存在が認められる。また、基準に違反していなかったとしても、そのことから直ちに「瑕疵」「欠陥」の不存在が推定されるものではなく、使用者や製造業者等の予見可能性や回避可能性がともに認められない場合に「瑕疵」「欠陥」の不存在が認められることになる。

なお、労働法や労働法の個々の条項について、それが「必要な最低限度を示したことが明らか」なものであるか否かを検討することはできなかった。また、「瑕疵」「欠陥」と安全配慮義務との関係についても、検討すべき課題があるが、これも、今回は検討できなかった。他日を期したい。

- (1) 従来の労災民事訴訟においては、第三者行為災害の場合を除けば、もっぱら使用者の責任が問題とされてきたといえ、製造物責任や民法七十七条の工作物責任によって土地の占有者や所有者、製造者という使用者以外の者の責任を争った事例はそれほど多くはない。なお、製造者の責任を争った事例としては、東京高判昭五二・一一・二八判時八八二号(被災労働者は工場長兼専務取締役であり、被告は製造者のみ)、浦和地判昭五七・二・一二判夕四七四号(被告は製造者と販売者)、大阪高判昭五九・一・二五判時一一二二二号(原告は被災労働者と使用者、被告は製造者のみ)、福岡地判昭五九・六・一九判四四二二号、長野地判昭六一・三・二七判四七七号、東京地判昭六一・一〇・二九判時二九九九号(被告は製造者のみ)などがある。
- (2) 国家賠償法二条は「公の營造物の設置又は管理に瑕疵があった」場合の規定であるが、ここでいう「公の營造物」と民法七十七条の「土地ノ工作物」とは異なるものである。しかし、同条の設置・管理の「瑕疵」と、民法七十七条が規定する設置・保存の「瑕疵」とは同義であると解されており(乾正三「注釈民法(一九)」昭四〇・四一九頁等)、「瑕疵」の存在を理由とする損害賠償責任を検討する本稿においては、特に両者を区別しないでおく。
- (3) 大判大元・一一・二六民録一八卷一〇二二頁。
- (4) 最判昭三七・四・二六民集一六卷四号。
- (5) 加藤一郎「不法行為・増補版」昭四九・一九五頁。同旨我妻栄「事務管理・不当利得・不法行為」昭二五・一八二頁、末川「権利濫用の研究」昭二四・一三三六頁。
- (6) 最判昭四六・四・二三民集二五卷三二号。
- (7) 同旨、加藤・前掲書一九六頁等。反対、我妻・前掲書一八一頁。
- (8) 山本庸幸「注釈製造物責任法」平七・三三頁。同旨、経済企画庁消費者行政第一課編「逐条解説製造物責任法」平七・六〇頁、升田純「詳論・製造物責任法」NBL五六三号(一九九五・二)三三六頁。
- (9) 「製造物」の具体的範囲については、注8で引用した文献等参照。
- (10) 山本・前掲書二六頁。同旨、経済企画庁消費者行政第一課編・前掲書五八頁。
- (11) 升田・前掲NBL五六二号(一九九五・二)四七頁は、民法上の「規定の趣旨を考慮して適用、準用を考える必要がある」とし、同法八六条三項が動産と見なしている無記名債権は、取引上の必要のためのものであって、製造物責任法上の「動産」にはあたらないことを明示している。
- (12) 我妻栄「新訂民法総則」昭四〇年・二二二頁。

- (13) 経済企画庁消費者行政第一課編・前掲書六〇頁。同旨、山本・前掲書二七頁、升田・前掲NBL五六二号四七頁。なお、山本が製造物責任法三条の規定を根拠にあげているのに対して、升田は民法の規定と製造物責任法の趣旨の違いを根拠としている。
- (14) 経済企画庁消費者行政第一課編・前掲書一〇四頁は、製造物責任と瑕疵担保責任や債務不履行責任との併存を認めている。
- (15) いわゆる客観説である(加藤・前掲書一九六頁等)。これに対して、国賠法上の議論を敷衍し、「営造物の設置管理者が負うべき安全確保・事故回避義務の懈怠ないし不尽をもって瑕疵とする説」(義務違反説)が主張されている(國井和郎「水害と営造物管理責任」法時四九巻四号(一九七七)一〇〇頁等)。
- (16) 五十嵐清「注釈民法」(一九)昭四〇・三二〇頁。同旨、中井美雄「土地工作物責任」『現代損害賠償法講座』(六)昭四九・一五六頁。なお、中井は「安全維持のための作為義務・防止義務を尽くさないこと」をも「瑕疵」とする傾向が判例にあるとしている。
- (17) 国賠法に関する事案であるが、大阪空港公害訴訟最大判昭五六・一一・一六民集三五巻一〇号は、「営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生ぜしめる危険性がある場合」についても安全性の欠如した状態、すなわち国家賠償法二条一項の営造物の設置または管理の瑕疵にあたるとした。
- (18) 最判昭五三・七・四民集三三巻五号は、道路の防護柵からの転落事故につき、「本件事故は本件道路及び防護柵の設置管理者において通常予測することのできない行動に起因するものであって、右営造物につき本来それが具有すべき安全性に欠けるところがあったとはいえない。」として「瑕疵」の存在を否定している。
- また、前掲・大阪空港公害訴訟最高裁判決は、一定の限度を超える営造物の利用によって危害を生ぜしめる「危険性があるにも関わらず、これにつき特段の措置を講ずることなく、また適切な制限を加えないままこれを利用に供し、その結果利用者または第三者に対して現実には危害を生ぜしめたときは、それが右設置者・管理者の予測しえない事由によるものでない限り、国家賠償法二条一項の規定による責任を免れることができない」としている。
- (19) 最判昭五〇・六・二六民集二九巻六号は、道路の安全性が欠如していたことを認めつつ、時間的に道路を安全な状態に保つことは不可能であったとして、道路管理の瑕疵を認めなかった。
- なお、予見可能性といひ回避可能性といひ、ともに因果関係の問題として考慮すべき事項とも解されるのであるが、判旨の文言や、「因果関係の認定と瑕疵の存在の認定とは原則的には相即不離の関係にあるのではないか」(中井・前掲一六三頁)とされることから、本稿では「瑕疵」の問題としても扱った。
- (20) 経済企画庁消費者行政第一課編・前掲書六八頁以下。

- (21) 経済企画庁消費者行政第一課編・前掲書一〇九頁は、開発危険の抗弁が規定されていることにより「入手可能な最高の科学・技術知識のもとでの予見可能性に関する立証責任は製造業者等に帰することが明らかに」なっているとしている。
- (22) 五十嵐・前掲書三二二頁。
- (23) 経済企画庁消費者行政第一課編・前掲書七二頁。
- (24) 山本・前掲書四八頁。なお、山本は注で、東京地判昭五四・二二・二五交通事故民事裁判例集二二巻六号を引用している。これは、「保安基準に適合していれば特段の事情がない限り一応欠陥ないし製造上の過失がないとみるべき」と判示したものである。しかし、判旨が民法七〇九条にもとづく損害賠償請求にかかるものであることに注意する必要がある。すなわち、ここでいう「欠陥」と同法七二七条の「瑕疵」や製造物責任法上の「欠陥」とは同義ではない。さらに、七〇九条は過失責任にもとづくものであり、過失の存否をめぐっての予見可能性の問題が判旨に大きく影響していると思われるのである。
- (25) 三東工事事務東京地判昭四五・七・六判時六一四号、三井鉱山三川坑事件福岡地判昭五〇・三・一判時七七四号、奥村組東京下水道事件東京地判昭四六・九・八判例先例労災職業病一卷篇他の判例でも認められているところである。
- (26) 我妻・前掲書・一七九頁等。
- (27) 加藤・前掲書一九六頁。
- (28) 東京高判昭二九・九・三〇下民集五巻九号。
- (29) 経済企画庁消費者行政第一課編・前掲書八八頁。
- (30) 大阪高判平六・四・二八判六五五号。